

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則 一四
- 告示 県営土地改良事業計画を変更した件 一四
- 告示 保安林の指定施業要件を変更する予定である件三件 一四
- 告示 道路の区域を変更する件 一四
- 告示 道路の供用を開始する件二件 一四
- 告示 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 一四
- 公告 随意契約の相手方を決定した件 一四
- 公告 争議行為を行う旨通知があった件 一四

規 則

福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七号

福島県土地改良法施行細則の一部を改正する規則

福島県土地改良法施行細則（平成十二年福島県規則第百九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号及び第二号中「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に改め、同項第五号中「様式第三十八号」を「様式第三十九号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「様式第三十七号」を「様式第三十八号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「様式第三十六号」を「様式第三十七号」に改め、同号を同項第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第二十九条の二第四項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による決算関係書類の届出 決算関係書類届（様式第三十六号）
第二条第一項中「同条第二項第四号」を「同条第二項第三号及び第五号」に改める。
様式第十六号中「土地改良事業計画書」を「事業の実施に関する計画書」に改める。
様式第十七号中「土地改良事業変更計画書」を「事業の実施に関する変更計画書」に改める。
様式第三十四号中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改め、同様式の表を次のように改める。

役職 の別	氏 名	年 齢	住 所	就任(退任) 年 月 日	組合員 資格の有 無	耕作又 は養蚕 の業務の 従事の有 無

様式第三十八号を様式第三十九号とし、様式第三十七号を様式第三十八号とし、様式第三十六号を様式第三十七号とし、様式第三十五号中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第36号(第1条関係)

決 算 関 係 書 類 届

年 月 日

福島県知事

事務所の所在地

土地改良区（土地改良区連合）の名称

理事長の氏名 印

土地改良区(土地改良区連合)総会（総代会）において決算関係書類の承認の決議がありましたので、土地改良法第29条の2(第84条)の規定により、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 事業報告書
- 2 貸借対照表
- 3 収支決算書
- 4 財産目録

備考 土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の土地改良法第29条の2第1項に規定する土地改良法施行規則で定める土地改良区にあつては、事業報告書、収支決算書、財産目録を提出すること。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、改正後の福島県土地改良法施行細則第一条第二項第三号の規定（貸借対照表に係る部分に限る。）は、平成三十四年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県土地改良法施行細則様式第十六号、第十七号及び第三十四号から第三十八号までの様式による申請書及び届は、それぞれ改正後の福島県土地改良法施行細則様式第十六号、第十七号、第三十四号、第三十五号及び第三十七号から第三十九号までの様式による申請書及び届とみなす。
(農村計画課)

告 示

福島県告示第百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、中石井地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（通作条件整備型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成三十一年三月十三日から
同 年四月一日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
矢祭町役場

(農村計画課)

福島県告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年三月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡西会津町群岡字惣蔵沢甲三〇八二の一九、甲三〇八二の二二、甲三〇八二の二四、甲三〇八二の二五、甲三〇八二の三三、字滝内乙二の一、乙三三の二、乙五の二、乙二〇八の一、字猿橋乙九の一、乙二五の一、乙三三の一、乙三四の一、字六曹下

乙一三六、乙一三七の二、字赤坂乙九四の二五、乙九四の二七、乙九四の三五、乙九四の四六、字大倉沢乙二〇九の一、宝坂大字屋敷字鬼光頭山二四一四の二、二四一四の四から二四一四の六まで、宝坂大字宝坂字軽井沢山甲一一五〇の二、字繩木山甲一一五二の九、奥川大字飯沢字内山七五の四、七六の二、七七、七八の一、七八の三、字榎標山一〇五一の五六、奥川大字飯根字赤松二四四七から二四五一まで、睦合字下浦内一六七の二、下谷字高平乙二八一五の一

- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）
(森林保全課)

福島県告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年三月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡西会津町群岡字惣蔵沢甲三〇八二の一、甲三〇八二の二、甲三〇八二の四、甲三〇八二の五、甲三〇八二の二六から甲三〇八二の二九まで、甲三〇八二の三四、字境ヶ沢甲三〇八二の一、甲三〇八二の三から甲三〇八二の一〇まで、甲三〇八二の二から甲三〇八二の二〇まで、甲三〇八二の二九、甲三〇八二の三〇、甲三〇八二の三四、甲三〇八二の三五、甲三〇八二の三八、甲三〇八二の四一、甲三〇八二の四四、甲三〇八二の五三、甲三〇八二の六二、甲三〇八二の八二、甲三〇八二の八八、甲三〇八二の九〇、甲三〇八二の一四から甲三〇八二の一八まで、甲三〇八二の一三四から甲三〇八二の一三六まで、甲三七九五のロ
- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。

(一) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年三月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 耶麻郡西会津町奥川大字飯沢字上田二二五九、二二六〇、二二六五の二、字石倉一〇四七から一〇四九まで、一〇五〇の二、字内山七八の二、七八の四、字寺峯二七三の二、字滝ノ脇二四四八の二、二五五四、字笹山一九九〇の四、奥川大字飯根字若林一九一七の四、一九一八の一〇、一九一九の三
 - 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成三十一年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

路線名	区間	変更前後の変更別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道戸赤 栄富線	南会津郡下郷町大字戸赤字小崩八八番地先から同郡同町大字戸赤字小崩一五六七番地先まで	変更前	七・二(一) 一七・五	一二二・七
		変更後	八・四(一) 三三・二	一二二・七

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

福島県告示第二百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十一年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一五号	相馬市粟津字粟津九一番二地先から同市山上字山岸一〇番一地先まで	平成三十二年三月二二日

(道路計画課)

福島県告示第二百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十一年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

一般国道二一五号	相馬市山上字山岸一七番一地先か	平成三十二年三月二二日
同	市粟津字長沢八九番一地先ま	

(道路計画課)

福島県告示第百二十二号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十一年三月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 施行者の名称 福家産業・一条工務店平暮ノ内宅地開発共同企業体
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 平暮ノ内一団地の住宅施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十九年七月十四日
- 四 事業施行期間 平成二十九年七月十四日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第47号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県緊急時連絡網システム設備更新業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年3月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県緊急時連絡網システム設備更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年2月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
福島リコピー株式会社 福島県福島市鎌田字卸町21番地の2
- 5 随意契約に係る契約金額
54,615,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(原子力安全対策課)

公告第四十八号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長高橋勝行から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、平成三十一年二月二十五日付けで通知があった。

平成三十一年三月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 日時 平成三十一年三月十四日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、訪問ヘルパーステーション、デイサービスセンター岡小名、通所リハビリテーション、在宅福祉センター、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーション、竹田RY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネス芦ノ牧及び山鹿クリニック

三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

（雇用労政課）